

令和2年4月1日改定

訪問看護利用契約書  
(医療保険)

医療法人 美喜和会  
オレンジ訪問看護ステーション

〇〇 〇〇様（以下「利用者」とします）とオレンジ訪問看護ステーション（以下「事業所」とします）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

事業所は、健康保険等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

#### 第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとします。

#### 第3条（訪問看護計画とサービスの提供）

- 1 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿って、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、これに従って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
- 2 事業所は、訪問看護計画書を作成し、作成した場合は利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

#### 第4条（サービス提供の記録）

- 1 事業所は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 事業所は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

#### 第5条（利用者負担金の滞納）

- 1 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業所は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないと

きにはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業所は、前項に定める協議などの努力を行い、且つ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

#### 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業所に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

#### 第7条（事業所の解約権）

事業所は、利用者の再三の訪問キャンセル及び法に反するような著しい不信行為、迷惑行為、暴言威嚇行為、自傷行為、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等により契約を継続することが困難となった場合は、利用者と協議の上訪問看護を終了させていただきます。また、主治医にも報告させていただきます。

#### 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 2 第5条に基づき、事業所から解約されたとき
- 3 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 4 第7条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します
  - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
  - (3) 利用者が死亡したとき

#### 第9条（損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

#### 第 10 条（秘密保持）

- 1 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報をを用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いません。
- 3 事業所及びその職員は、退職後も在職中に知り得た利用者、又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

#### 第 11 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業所、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合、迅速且つ適切に対応します。

#### 第 12 条（緊急時等の対応）

訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

#### 第 13 条（契約外条項）

この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意をもって協議の上定めます。

この契約を証するため、本書2通を作成して、利用者、代理人、事業所署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

事業所 所在地 大阪府高槻市奈佐原10番10

事業所名 医療法人 美喜和会

オレンジ訪問看護ステーション

管理者 行 實 (ゆきざね) 美 由 紀 印